

《 船員社会ニュース 》

◆ 改正漁業法について⑥

水産部

-改正漁業法案の概要-

改正漁業法は、旧漁業法から大幅に改正されている。国会審議で論点となった主要な改正点

- | | |
|------------|---------------|
| ①目的規定 | ②水産資源の保存および管理 |
| ③許可漁業 | ④漁業権 |
| ⑤海区漁業調整委員会 | ⑥密漁対策に関する規定 |

-①目的規定-

改正前の旧漁業法

「この法律は、漁業生産に関する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によって水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図ることを目的とする」と定めていた。この目的規定は、戦後すぐのGHQ(占領軍総司令部)による経済民主化政策が大きく影響しているが、戦前漁業法(いわゆる「明治漁業法」)が抱えていた根本的欠陥である広い水面を単位とする漁業調整機能の欠缺と漁業権の強い権限による漁村の封建制度を改善し、漁業の民主化と漁業生産力の発展を図るものであった。

その後、約70年にわたり前記目的の下で旧漁業法が運用されてきたが、今般の大改正において旧漁業法が目指した漁業の民主化は達成されたとして目的規定が大きく変えられることとなった。

改正漁業法

第1条において「この法律は、漁業が国民に対して水産物を供給する使命を有し、かつ、漁業者の秩序ある生産活動がその使命の実現に不可欠であることに鑑み、水産資源の保存及び管理のための措置並びに漁業の許可及び免許に関する制度その他の漁業生産に関する基本的制度を定めることにより、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする」と定めている。端的に言えば、改正漁業法の目的は、最終的な目標として「漁業生産力の発展」を目指すものであり、漁業生産力の発展に必要な「水産資源の持続的な利用」と「水面の総合的な利用」を図るために各規定を設けるというものになっている。

また、この漁業法の最終的な目標である「漁業生産力の発展」を実現するため、漁業法第6条に「国および都道府県は、漁業生産力を発展させるため、水産資源の保存及び管理を適切に行うとともに、漁場の使用に関する紛争の防止及び解決を図るために必要な措置を講ずる」と国および都道府県の責務を規定している。

「海員だより」